

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を当社グループが継続的に発展するための必要条件と位置付け、株主に対するより一層の経営の透明性の向上、取引先、得意先をはじめ社会からの信頼の確保を目指し、継続的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。また、経営の健全性および透明性の確保ならびに経営環境の変化に適応できる経営体制を確立し、明確な経営指標や経営方針を公表し、その達成状況をできるだけ早く開示して、経営陣の責任を明確にすることがコーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

「政策保有株式に関する方針」

事業を拡大し、持続的な発展により企業価値を高めていくためには、様々な取引先との協力関係が必要であり、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、政策的に必要であると判断する株式については保有していく方針です。一方、保有の意義が必ずしも十分でない判断される銘柄については、縮減を図っております。当社グループでは2015年以降、政策保有株式の内、22銘柄についてその全株式を売却し、また5銘柄については保有株式の一部を売却しております。

「政策保有株式に係る検証の内容」

政策保有株式については、毎年、取締役会において、保有上場株式毎に保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、またその保有目的、その他考慮すべき事情等を総合的に勘案した上で、保有の可否を判断してまいります。2019年8月開催の取締役会において、保有する上場会社の政策保有株式の保有の是非の検証を実施しました。その結果保有する全21銘柄のうち、20銘柄については、保有の合理性ありと判断し、1銘柄については、保有の合理性無しと判断したため、時期を図って売却を進めることといたしました。その後も政策保有株式の売却を進め、現在の保有状況は16銘柄となっております。

「政策保有株式に係る議決権行使基準」

政策保有株式の議決権行使に際しては、議案の内容を検討し、長期的な業績低迷や不祥事の発生時には投資先に対して状況を確認したうえで判断するなど、当社にとって中長期的な企業価値の向上に資するかどうか、保有目的に沿うかどうかの視点に立って判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取引を求める決裁の過程において、取締役の利益相反取引に該当するかどうかのチェックを行い、利益相反取引に該当する場合には、取締役会においてその取引の内容を明らかにした上で、利益相反取引の承認を求めています。

また、主要株主との取引等その他の関連当事者取引が発生する場合には、取引を求める決裁の過程において、取引が適切であるかどうかの審査を経た上で決定することとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、委託先における運用状況について、人事部門と財務部門において定期的にモニタリングすることを通じて、今後も積立金の適切な運用環境の整備に努めてまいります。

なお、委託先に運用を委託している関係上、受益者との間において利益相反の発生の恐れはございません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念については、当社ウェブに開示を行っております。また2019年11月14日の第二四半期決算説明において、中期経営戦略を発表しております。

当社を取り巻く経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくため、決算説明会資料等に足元の状況や戦略を掲載し、株主や投資家の皆様と共有できるよう努めております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役の報酬決定に当たり、過半数を社外取締役で構成し、社外取締役が委員長を務める指名・評価報酬委員会において、その職責と成果を反映させて、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で報酬額を決定しております。また業績に連動した株式報酬制度を導入しております。

(4) 代表取締役、役付取締役及び他の取締役、監査役の選任に当たっては、過半数を社外取締役で構成し、社外取締役が委員長を務める指名・評価報酬委員会が、人格、知見、能力、経験を考慮して候補者を答申し、取締役会において決議しており、代表取締役、役付取締役の解任に当たっては、指名・評価報酬委員会が、業務執行状況等を考慮してその解任の是非を答申し、取締役会において決議することとしております。

(5) 各取締役・監査役候補者の選任の際の説明については、株主総会招集ご通知の参考書類に、選任に際して重視すべき事項、候補者とした理由を個別に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会規則を定め、法令上取締役会決議を要する事項及び、重要性や性質等に鑑み取締役会で決議することが適当と考えられる事項について、取締役会で、判断・決定しております。

さらに、取締役会は職務決裁基準を制定し、業務執行に関わる事項を各取締役、執行役員ほかに権限を分配することにより、意思決定の迅速化を図り、スピード経営を追求しております。

また決裁権限の内容、範囲については、その時々の方々の会社の状況を踏まえて、機動的に基準の見直しを行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて当社との取引等において金額等の基準を以下のように定めて、その独立性を判断しております。

以下のいずれにも該当しないこと

当社グループを主要な取引先(当社グループに対する当該取引先の売上高が、当該取引先の直近の3事業年度のいずれかの事業年度において、当該取引先の連結売上高の2%以上)とする者、又はその業務執行者

当社グループの主要な取引先(当該取引先に対する売上高が、直近の3事業年度のいずれかの事業年度において当社連結売上高の2%以上)である者、又はその業務執行者

当社が多額の借入れ(借入額が直近事業年度末の当社連結総資産額の2%以上)をしている金融機関の業務執行者

当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産として、現在及び過去3年間に於いて、個人の場合、受け取っている金額が年間1,000万円以上、法人の場合、過去3年間の平均報酬額が当該法人の総売上高の2%以上を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)

当社グループからの寄付の合計額が、直近の3事業年度のいずれかの事業年度において、年間1,000万円又は当該事業年度における寄付を受けた団体の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体の業務執行者

現在及び過去3年間に於いて当社グループの会計監査人であった者(法人であるときは、当社グループの監査業務を担当していた者)

当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者(法人であるときは、その業務執行者)

また、社外取締役候補者の選任にあたっては、経営陣から著しいコントロールを受ける、または経営陣に対して著しいコントロールを及ぼす懸念がなく、取締役の業務執行を監督できる会社経営経験の豊富な見識がある方、または専門分野を持ち、経営管理に貢献いただける方とすることを原則としております。

【補充原則 4-11-1 取締役会の構成の考え方】

取締役会の構成については、性別や国籍にとらわれることなく、全体として多様な専門性と知見を有したバランスのとれた構成とすることとし、また社外取締役は、経営陣から著しいコントロールを受ける又は経営陣に対して著しいコントロールを及ぼす懸念のない方で、取締役の業務執行を監督できる会社経営経験の豊富な見識がある方、又は専門分野を持ち当社の経営管理に貢献いただける方とすることを原則として、いずれも指名・評価報酬委員会が候補者を答申し、取締役会において決定することとしております。また、規模については様々な面から活発な審議を行うために必要な人数を保持しつつも、過大な規模にならないように指名・評価報酬委員会にて候補者を答申ししております。

【補充原則 4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役、監査役の他の上場会社役員の兼務状況については、事業報告、株主総会参考書類、有価証券報告書等において開示を行っております。

【補充原則 4-11-3 取締役会の実効性の評価】

当社は毎年、コーポレートガバナンス報告書において、取締役会の評価の概要を開示しております。

取締役会の実効性の維持・向上を図るため、取締役及び監査役全員に対してアンケートを実施し、2019年12月開催の取締役会において、取締役会の実効性についての分析・評価を行いました。

その結果、当社の取締役会の構成、運営方法は適切であり、審議状況についても自由闊達で建設的な議論・意見交換が行われており、取締役会の実効性は確保されているものと評価しております。

一方で、取締役会での更なる情報共有や、取締役会構成における多様性の確保等についての課題が見られました。これらの課題については、現在、情報共有の充実、取締役会構成の多様性の実現を行い、改善されております。

その他、取締役会評価の過程で呈された意見も踏まえて、更なる改善に取り組み、継続的に取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

【補充原則 4-14-2 トレーニング方針の開示】

取締役については、定例的に開催される会議等を通じて、取締役間の情報共有のみならず、取締役として必要な知識習得と役割の理解の促進に努めております。

監査役については、日本監査役協会等が開催する講習会や勉強会に参加し、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解促進に努めております。

社外役員については、当社の経営理念、経営方針、事業活動等に関する理解を深めるべく、これらに関する情報提供を行っております。

また、当社取締役・監査役がその役割、責務を果たすために必要とする知識の取得に必要な機会の提供、あっせん、費用の支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との対話の促進のため、IR部門を設置し、当部門を中心に個別ミーティングの実施やカンファレンスへの参加を行っております。また海外に対しては、毎年、マネジメントも参加しての欧州、米国、アジアでの投資家訪問を年1回以上実施するようにしております。

これらIR活動に際しては、必要に応じ取締役も参加しております。

実施結果については、取締役会において共有されております。

また、IR活動の中で行われる情報管理については、インサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川上 量生	4,504,900	7.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,324,200	6.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,531,924	5.61

日本電信電話株式会社	2,040,000	3.24
日本生命保険相互会社	1,714,168	2.72
株式会社バンダイナムコホールディングス	1,530,080	2.43
株式会社NTTドコモ	1,204,208	1.91
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,125,803	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,079,100	1.71
角川 歴彦	1,078,460	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況です。割合は発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する所有株式数の比率です。
2. 2019年9月4日付(報告義務発生日同年8月30日)で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから2020年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2020年3月末時点における実質所有状況の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー (4,345千株、6.13%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高須 武男	他の会社の出身者													
森泉 知行	他の会社の出身者													
船津 康次	他の会社の出身者													
ジャーマン・ルース マリー	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高須 武男		同氏は過去に、当社の取引先である株式会社バンダイの代表取締役に就任しておりました。	同氏は、エンタテインメント事業に精通した企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社経営に対する監督・助言をいただくため社外取締役として選任をしております。当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

森泉 知行	同氏は過去に、当社の取引先である株式会社ジュビターテレコムの大代表取締役として就任しておりました。	同氏は、ケーブルテレビ事業を始めとする企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社経営に対する監督・助言をいただくため社外取締役として選任しております。当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
船津 康次	同氏はトランス・コスモス株式会社の代表取締役会長兼CEOに就任しており、当社取締役夏野剛氏は、同社の社外取締役であることから、相互就任関係にあります。また当社グループは同社との間で、業務委託費の支払い、システム運営費の支払い、広告宣伝費等の支払い等の取引がありますが、その取引高は当社連結売上高の0.2%未満であり、同氏は当社独立役員基準を満たしております。	同氏は、IT分野における専門的な技術や、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社経営に対する監督・助言をいただくため、社外取締役として選任しております。当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
ジャーマン・ルース マリー		同氏は、(株)ジャーマン・インターナショナルを設立し、代表取締役に就任されております。グローバル展開、インバウンド事業及び女性の活躍支援等での豊富な経験と高い見識を有しており、当社経営に対する監督・助言をいただくため社外取締役として選任しております。当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・評価報酬委員会	7	0	3	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・評価報酬委員会	7	0	3	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

指名・評価報酬委員会において、役員選任の際の候補者の答申を行っております。また、各取締役の担当職務や貢献度、業績等を基準として、個々の取締役報酬を決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門は定期的に会合し、監査役監査の結果と内部監査部門の内部監査の結果を相互に共有しております。また監査役、内部監査部門は、会計監査人より定期的に監査の概要について報告を受けております。これらの情報は内部統制部門に報告され、改善に取組む事項がある場合には、同部門が改善に取組む仕組みを構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邊 顯	弁護士													
菊地 麻緒子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 顯			同氏は、弁護士としての専門的な知識、見識を有しており、これらを当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
菊地 麻緒子			同氏は、日本及び米国ニューヨーク州の弁護士資格を有し、企業法務に関わるとともに、検察庁及び公正取引委員会での執務、常勤監査役としての経験等に基づき、法務及び企業ガバナンスに関する高い専門性を有しており、これらを当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

6名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2015年6月23日開催の第1期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を対象とする、株式報酬制度(以下「本制度」という。)の導入を決議しております。本制度の導入は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。また、株式報酬以外でも業績に連動した報酬体系としております。詳しくは「取締役報酬関係」「報酬の額又はその算定方法の決定方法の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下の通りです。
取締役12名293百万円(うち社外取締役4名25百万円)
監査役4名46百万円(うち社外監査役2名14百万円)
合計16名339百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

ア. 報酬構成とその支給対象

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、金銭報酬として 基本報酬及び職務報酬から成る固定報酬と、業績連動報酬である変動報酬で構成されております。対象取締役の固定報酬と変動報酬の比率は、原則として50%:50%を基準として設定しております。また、この他に業績連動報酬としての株式報酬を導入しておりますが、固定報酬との支給割合は事前に定めておりません。なお、社外取締役の報酬は固定報酬のみで構成されております。

・固定報酬(基本報酬及び職務報酬)
対象役員の役位や担当職務に応じた基準額に基づき決定しております。

・変動報酬(業績報酬)
対象役員の固定報酬に基づき基準額を定め、業績及び担当職務における成果に応じて、基準額の20%~200%の範囲内で支給額を決定しております。業績報酬の評価は、対象取締役の役割に応じて、連結業績、部門業績、個人定性目標を合計100%になるようにウェイト付けて評価しております。なお、代表取締役はグループ全体の利益責任を有することから、連結業績の結果のみによって評価されます。

業績報酬の評価指標は、当社グループの成長性・収益性を重視する観点から売上高と営業利益を基礎としております。

イ. 株式報酬制度

(ア) 制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として設定した信託を通じて当社株式の取得を行い、各事業年度における業績達成度及び会社業績に対する個人貢献度に応じて、株式交付規程に基づき当社株式を交付する業績連動型株式報酬制度であります。

(イ) 制度に係る指標

持続的企業価値の向上のため当社が経営指標としている営業利益を、株式報酬制度にかかる指標及び業績達成度の判定基礎としております。

ウ. 報酬の決定方法

取締役の報酬等は、株主総会後に行われる取締役会において、指名・評価報酬委員会に決定を一任することを決議しております。指名・評価報酬委員会は、社外取締役を委員長とし、委員の過半数が独立社外取締役で構成されております。同委員会において各取締役の担当職務や貢献度、業績等を基準として、取締役報酬限度額内で検討、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

取締役会を設置し、社外取締役への情報提供を始めとするサポート体制を構築しております。
また、監査役については、監査役会の要請に応じて、監査役の職務を補助するためのスタッフを置くこととし、その任命、異動については、監査役会の同意を必要としております。
その他所轄部門が、必要に応じて適切な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、現在、監査役会制度を採ること機動的かつ牽制の効いた経営上の意思決定、業務執行、経営監視が充分に行われているとの判断により同制度を採用しております。

取締役は、経営の健全性と透明性を確保するために複数の社外取締役を社外から招聘しております。また、経営責任の明確化と経営環境の変化への迅速な対応を図るために任期を1年としております。

取締役会は、原則毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、法令で定められた事項や、経営に関する重要な事項などの意思決定及び当社の業務執行状況及び子会社の経営状況を監督しております。

監査役は、社外監査役を会計又は法律の専門家で構成しており、監査の強化を図っております。

監査役会は、監査計画に基づいて監査を実施しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行状況に対する監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役制度を導入し、監査役とともに業務執行取締役を監督し、経営の健全性と透明性を高めております。

また社外取締役、社外監査役を選任するにあたり、社外取締役は、経営陣から著しいコントロールを受ける又は経営陣に対して著しいコントロールを及ぼす懸念のない方で、取締役の業務執行を監督できる会社経営経験の豊富な見識ある方、又は専門分野を持ち、当社の経営管理に貢献いただける方とすることを原則とし、社外監査役は、経営陣から著しいコントロールを受ける又は経営陣に対して著しいコントロールを及ぼす懸念のない方で、会計又は法律の専門家やその実務経験のある方とすることを原則としています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本年は、株主総会開催日の20日前に発送をしております。
集中日を回避した株主総会の設定	第1期定時株主総会：2015年6月23日開催 第2期定時株主総会：2016年6月21日開催 第3期定時株主総会：2017年6月22日開催 第4期定時株主総会：2018年6月20日開催 第5期定時株主総会：2019年6月20日開催 第6期定時株主総会：2020年6月19日開催
電磁的方法による議決権の行使	三井住友信託銀行のインターネット等による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社英文ホームページ上で招集通知の英訳を掲載しております。
その他	招集通知発送前に当社ホームページへ掲載、また株主総会の議決権行使結果を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・通期決算発表後にアナリスト及び機関投資家向けの説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	新型コロナウイルス問題以前においては、北米、英国、アジアを中心に海外機関投資家を訪問し、経営方針及び決算状況等について説明を実施しました。同問題発生以降は、オンラインでの会議に切り替えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ、 https://ir.kadokawa.co.jp/ にて、IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部に担当者を置き業務にあたっております。	
その他	株主向けに決算情報、事業トピックスなどをまとめた株主通信を作成し、情報提供をしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程を定めて、当社の法的責任、社会的責任及び道義的責任その他企業倫理を意識した企業活動を実践するよう努めることとしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会及びホームページを通じてステークホルダーへ情報提供を行う方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、企業倫理に則り、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。
 - (2) コンプライアンスを尊重する社内風土を醸成するため、コンプライアンス委員会を設置する。
 - (3) 役員及び使用人が社内でコンプライアンス上問題のある行為を知ったときは、不利益を受けることがないことを保証したうえで通報することを義務づけ、内部通報窓口を社内外に設けて、適切な対応を行う。
 - (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、組織・役員及び使用人一体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、その取扱いに関する社内規程に基づき、適正に保存及び管理を行う。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、リスク管理委員会を設置し、同規程に従ったリスク管理を行う。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を原則毎月1回開催する他、適宜臨時に開催し、重要事項に関して迅速かつ確かな意思決定を行う。
 - (2) 業務執行に際しては、職務権限を定めた社内規程を始め、各種の社内規程に基づき、効率的な意思決定を行う。
 - (3) 職務の執行を効率的に行うために、適正な業務組織と分掌事項を設定する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社における重要な意思決定についての当社の関与の仕組みや、業務執行にかかる重要事項について当社への報告を求める仕組みを社内規程により整備し、主要な子会社と連携して子会社の管理、監督を行うとともに、子会社の取締役等の職務の執行の効率化を図る。
 - (2) 当社の内部監査部門は、子会社の法令及び定款の遵守体制並びに内部統制システムの有効性を含めて監査を実施する。子会社を主管する部門は、これらの体制に是正または改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずるよう、適切な指導を行う。
 - (3) 当社のほか、適宜子会社においてもリスク管理規程を定め、当社と連携して当社グループ全体のリスクの把握、管理を行う。
 - (4) 当社のコンプライアンス委員会に、子会社のコンプライアンスに関連する事項を報告させ、当社グループ全体として取締役等及び使用人の法令及び定款の遵守に努めるとともに、当社グループ内の内部通報制度を整備し、適切な対応を行う。
6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役会の要請に応じて、監査役の職務を補助するための使用人を置くこととし、その任命、異動については、監査役会の同意を必要とするものとする。
 - (2) 監査役の職務を補助するための使用人を置く場合は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して行う。
7. 当社の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役等、監査役及び使用人は、取締役会以外で決定される重要な事項のほか、内部監査の結果等や、内部通報窓口への通報状況等について、直接の報告又は監査役との会議等を通じ、当社の監査役に報告する。
 - (2) 当社の監査役は、監査上必要とする書類の閲覧・報告を当社及び子会社の取締役又は使用人に求めることができる。
 - (3) 当社グループは、上記の報告を行った者に対し、監査役に当該報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行わない。
 - (4) 監査役による監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するべく予算を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社グループでは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、利益供与などの行為を一切行ってはならないことの規定を設けるなど、毅然とした対応をとる方針であり、規程やマニュアルの整備、教育研修を通じて周知徹底を図っております。

また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合に備え、所轄警察署などの諸官庁や弁護士など、外部専門機関との連携を図っており、その適切な対応方法や、関連する情報についての収集も行っております。今後も、万が一に備えた体制強化に努めてまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

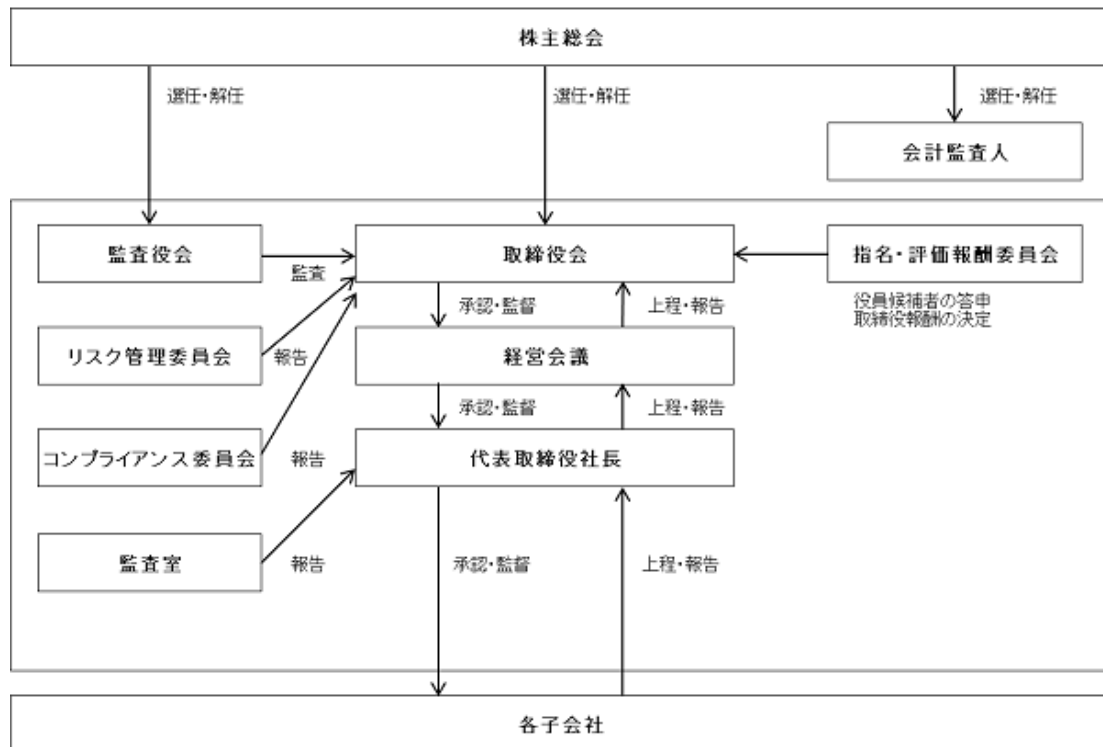
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制図



適時開示体制の概略図

